

令和7年度北九州市多胎家庭支援事業業務受託事業者募集要項

1 事業の目的等

本事業は、多胎育児経験者であるピアサポーター（以下、「多胎家庭ピアサポーター」という。）が多胎家庭を訪問し、相談対応や多胎育児に関する情報提供を行うこと及び外出を支援すること等により、多胎児を育てる保護者の孤立感、子育ての不安感、負担感等を緩和することを目的としています。本事業の実施について、令和7年度受託事業者の募集を行います。

2 議会の議決

本要項に基づく受託者の募集は、本事業の実施に係る令和7年度予算案が、北九州市議会において可決されることにより成立します。

可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募及びその準備等に係る損害賠償等には一切応じられません。

3 募集形態

本業務の目的を達成するため、適当と認められる事業者に委託します。多胎家庭支援事業を利用しようとする者（以下「利用者」という）が事業者を選定できるように、複数の事業者に委託します。

4 委託名・委託期間

- (1) 委託名 令和7年度北九州市多胎家庭支援事業業務
- (2) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 業務の概要

「北九州市多胎家庭支援事業実施要綱」等に基づき、下記支援を実施します。

- (1) 多胎家庭ピアサポーター訪問
保健師等の訪問（のびのび赤ちゃん訪問）に同行し、支援を実施
 - ア 子育ての不安や負担等の相談対応、傾聴
 - イ 多胎育児に関する工夫等の助言
 - ウ 多胎育児等に関する情報提供
- (2) 多胎家庭外出支援
 - ア 対象家庭の自宅から乳幼児健康診査又は予防接種を実施する医療機関の往復及び健診等の間保護者をサポート
 - イ 状況により子育てに関する相談対応、傾聴等
- (3) 上記（1）、（2）に付随する事務等
 - ア 区役所、利用者等との連絡調整
 - イ 各月の実績・利用者の状況報告
 - ウ その他上記に付随する業務（帳票類の整備・事業報告等）

6 委託料

- (1) 多胎家庭ピアサポーター訪問
訪問（1回あたり90分程度） 6,000円
※ 交通費、駐車場代等を含む

(2) 多胎家庭外出支援

- ア 外出支援（1回あたり2時間以内） 3, 850円
- イ 利用料無料世帯の加算（1回あたり） 1, 000円
- ウ キャンセル料

利用の中止又は変更について、利用日の前々日（受託事業者の休業日を除く）の17時を過ぎて利用者から連絡があった場合は、利用者負担額を上限に、受託事業者が定める額を利用者より徴収することができるものとします。

7 受託者の要件

次に挙げる要件を満たす事業者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (2) 多胎家庭ピアサポーター事業について、本市が訪問を依頼する日時及び場所に多胎家庭ピアサポーターを派遣できること。
- (3) 多胎家庭ピアサポーターは、多胎育児経験者の内、多胎児の保護者に対する相談対応、傾聴、助言、情報提供等の能力があり、研修の受講等によりピアサポートに関する知識を有するものであること。
- (4) 団体として、2年以上多胎支援の活動実績があり、本市が実施する多胎家庭交流会等で講師等の実績があること。
- (5) 多胎家庭ピアサポーターに、資質向上のための研修を受講させること。
- (6) 多胎家庭ピアサポーターが訪問先への移動中や支援中に負傷した場合、誤って対象者等にけがを負わせた場合及び財産に損害を与えた場合に備えて保険に加入すること。
- (7) 北九州市と適切な連携・調整を行うことができること。
- (8) 新規受託希望事業者は、市主催の当該事業説明会及び研修会に参加すること。

8 欠格事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員、また暴力団関係者として入札等除外措置を受けている。
- (3) 法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者。又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申し立てをなされている者。
- (5) 次の号のいずれかに該当している団体
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は北九州市暴力団排除条例※（平成22年北九州市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等の統制の下にあるもの。
 - イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの。

- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体。
- (7) 本市から指名停止を受けている期間中であるもの。

9 事業説明会の開催

事業実施にあたっては、事業説明会を実施しますので、受託申し込みを希望される新規受託希望事業者につきましては、必ずご出席ください。出席しない場合は、受託できませんので、ご留意ください。

(1) 日時・開催方法

[日時] 令和7年2月5日(水) 11時～12時

[開催方法] オンライン (Zoom 配信)

(2) 参加申し込み

[方法] 別添「北九州市多胎家庭支援事業受託希望事業者説明会(研修会)参加申込書」に必要事項を記入の上、下記まで email にて申し込みください。

[締切] 令和7年2月3日(月) 17時必着

email : kod-kosodate@city.kitakyushu.lg.jp 奥田・大和宛て

※email 受信後、Zoom ミーティングの ID・パスワード等をお送りします。2月4日 15時までに届かない場合はお問い合わせください。

10 質問票の提出及び回答

受託に際して質問等がある場合は、質問票により確認することができます。

(1) 提出期限・方法等

令和7年1月30日(木) 17時まで(メールのみで受付)

email : kod-kosodate@city.kitakyushu.lg.jp 奥田・大和宛て

(2) 回答方法

質問に対する回答は、受託申込みに際して必要な項目のみ、事業説明会(研修会)で説明します。

11 事業受託申込み手続き等

受託希望事業者説明会(研修会)参加後、受託希望の事業者は、受託に必要な以下の書類をご提出下さい。様式等詳細については、受託希望事業者説明会(研修会)で説明します。

(1) 提出書類

ア 令和7年度北九州市多胎家庭支援事業業務受託申込書	1部(押印要)
イ 法人(団体)の概要について	1部
ウ 多胎家庭ピアサポーターとして派遣可能な人員について	1部
エ 多胎家庭支援に係る法人(団体)の活動実績について	1部
オ 誓約書	1部(押印要)

(2) 提出期限

令和7年2月18日(火) 17時必着 (郵送又は直接持参してください)

(3) 提出先

北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課（市庁舎1 1階）
〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1
TEL：093-582-2082

1.2 受託申込書類の審査

期間内に提出された申込書類一式とヒアリング等により審査を行い、委託事業者を決定します。審査結果は応募者に通知します。

(1) 申込書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ア 受託者の要件に満たないもの。
- イ 指定日時まで必要書類が提出されなかったもの。
- ウ その他、申込みに関する条件に違反したもの。

(2) 審査結果の連絡

審査結果については、令和7年3月上旬に、申込事業者に郵送通知します。

1.3 研修会の実施

受託事業者に対し、研修会を実施します。

新規事業者は必ず受講し、受講後アンケートを提出してください。

(1) 受講期間（予定）：令和7年3月7日（金）～3月23日（日）

(2) 受講方法：動画視聴

(3) アンケート提出期限：令和7年3月25日（火）

（後日お知らせするメールアドレスに送信してください。）

1.4 応募上の注意

- (1) 手続きに関する一切の費用については、事業者の負担となります。
- (2) 提出された必要書類、及びその関係書類の返却は行っていません。
- (3) 提出された必要書類は、提出者に無断で使用しないでください。
- (4) 提出された必要書類に虚偽の記載をした場合は、必要書類の提出を無効とします。
- (5) 提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (6) 役員名簿は、北九州市暴力団排除条例に基づき、北九州市の事務事業から暴力団を排除するために、警察へ照会・確認するために使用することがあります。
- (7) 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

1.5 問い合わせ先

北九州市子ども家庭局子育て支援課（担当：奥田・大和）
〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1
TEL：093-582-2082
FAX：093-582-5145